

えがおがいちばん!!



もりもと あやか
森本 彩花ちゃん (1歳)

「彩花はパパとママの天使。」(梅田)



なわた りこ
縄田 莉子ちゃん (5歳)

りき
凌生くん (2歳)

「仲よし姉弟です。」(鴨庄下)

お子さん(小学校就学前まで)の写真を募集しています。詳しくは広報広聴課(☎82-1133)まで。



くらし のQ&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「架空請求メールについて」

携帯電話に突然「サイト利用料金が未納なので今日中に連絡を。連絡がなければ法的処置をとる。」というメールがきました。心当たりがないのですが、どう対処したらいいですか？(45歳 女性)

お答えします

担当 消費生活相談窓口
(商工労働課内 ☎82-1150)

県内において、携帯電話による架空請求についての相談が急増しています。

架空請求メールの内容は「携帯電話のサイト利用料金(登録料、情報料)が未納になっているので、今日中に連絡せよ。連絡がない場合は法的処置をとる。」といったものです。

このようなメールが届いた場合は、右のとおりに対応してください。

架空請求のメールが届いたら



- 身に覚えのない請求は、無視してください。
- 「今日中に連絡をするように」とか「法的処置をとる」という文言に惑わされないようにしてください。架空請求の業者に連絡をとると、個人情報等を聞き出され、新たな架空請求の材料を提供するなど被害が広がる可能性があります。
- もし架空請求業者から電話がかかってきたら、身に覚えがないことをきちんと説明し、毅然とした態度を取ることが大切です。
- 万一、被害に遭ったり、架空請求業者から脅迫を受けた場合は、すぐに警察に届け出てください。

.....
不審に思った場合は、下記の窓口に相談されることをお勧めします。

- ・市の消費生活相談窓口
(商工労働課内 ☎82-1150)
(総合事務所地域行政課内 ☎71-1612)
- ・県消費生活センター (☎083-924-0999)